

広島大学大学院リサーチフェローシップ募集要項(サステナビリティ学)

広島大学では、地域社会・国際社会で活躍し、科学技術イノベーション創出に貢献できる高度な研究人材を養成することを目的として、広島大学大学院リサーチフェローシップ制度を創設しています。

社会的課題のニーズの高い情報・AI、量子、マテリアル、サステナビリティ学に関係する研究科・プログラムの博士課程後期 1 年次学生からリサーチフェローとして募集・選抜し、研究に専念できるよう経済的支援とキャリアパス支援を実施します。

1. 募集人数及び分野・専攻・プログラム

分野	専攻・プログラム	人数
サステナビリティ学	人文社会科学専攻 <u>国際経済開発プログラム</u> 、先進理工系科学専攻 <u>理工学融合プログラム</u> 、統合生命科学専攻(全てのプログラム)、総合健康科学専攻 <u>生命医療科学プログラム</u>	2021 年 10 月支援開始分: 6 名程度
		2022 年 4 月支援開始分: 13 名程度
	人文社会科学専攻(上記以外のプログラム)、教育科学専攻、先進理工系科学専攻(上記以外のプログラム)、総合健康科学専攻(上記以外のプログラム)	2021 年 10 月支援開始分: 若干名
		2022 年 4 月支援開始分: 若干名

2. 応募資格

【2021 年 10 月支援開始分】(次の(1)～(4)をいずれも満たす者)

- (1) 前項に掲げる専攻・プログラムの博士課程後期に 2021 年 4 月に入(進)学した者及び 2021 年 10 月に入(進)学を予定している者。
- (2) 社会人学生(給料、賃金、報酬その他の経常的な収入を目的に職に就いている者もしくは当該職を辞めた者または主婦もしくは主夫をいう。)ではないこと。
- (3) 2021 年 4 月 1 日時点で 30 歳未満(臨床研修を課された医学系分野に在籍したものにおいては 33 歳未満)であること。なお、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ配慮する。
- (4) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生ではないこと。

【2022 年 4 月支援開始分】(次の(1)～(4)をいずれも満たす者)

- (1) 前項に掲げる専攻・プログラムの博士課程後期に 2022 年 4 月に入(進)学を予定している者。
- (2) 社会人学生(給料、賃金、報酬その他の経常的な収入を目的に職に就いている者もしくは当該職を辞めた者または主婦もしくは主夫をいう。)ではないこと。
- (3) 2022 年 4 月 1 日時点で 30 歳未満(臨床研修を課された医学系分野に在籍したものにおいては 33 歳未満)であること。なお、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ配慮する。
- (4) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金

等の支援を受ける留学生ではないこと。

3. 応募方法

「広島大学大学院リサーチフェローシップ 応募書類」を、PDF 形式に変換した上で 1 つのファイルにまとめ、「7. 問い合わせ先」記載の事務局宛に E-mail に添付して提出してください。その際、メールの件名は、「大学院リサーチフェローシップ申請: サステナビリティ学分野」としてください。

4. 応募締切

2021 年 8 月 20 日(金) 正午(厳守)

5. 選考方法及び選考結果

書面審査 実施予定日: 応募締切日～2021 年 8 月 27 日(金)

面接審査 実施予定日: 2021 年 9 月 1 日(水)～9 月 7 日(火)

選考結果 通知予定日: 2021 年 9 月下旬

選考は、書面審査により面接者を決定し、面接審査を実施します。面接者には面接予定日を連絡します。

採択には面接審査を必須とします。

選考結果については、応募者全員にメールにて通知します。採否理由などの問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

6. リサーチフェローシップ採択後の支援内容

別紙<広島大学大学院リサーチフェローシップによる支援の概要>をご覧ください。

7. 問い合わせ先

広島大学リサーチフェローシップ申請窓口

e-mail: fellowship@office.hiroshima-u.ac.jp

<広島大学大学院リサーチフェロースhipによる支援の概要>

1. リサーチフェローへの支援

(1) 生活費相当の研究専念支援金として、入学から3年間(※)、月額15万円を原則として5月・7月・9月・11月・1月・3月に2か月分を支給します。

※既入学者は、採択した支援開始月からの支援となり、支援期間が3年間に満たない場合があります。

(2) 研究専念支援金はリサーチフェローの決定又は取り消し時期に応じて減額することがあります。

(3) 研究専念支援金は雑所得として課税対象となり、所得税に関する確定申告が必要です。

(4) 研究費として、リサーチフェローの決定年度以降、入学から3年を上限として、年額30万円以内を配分します。

(5) 留学生等は、原則、日本に入国し、本学のキャンパスに通学できるようになった月から研究専念支援金ならびに研究費の支給を開始します(未入国期間分の遡っての支給は行いません。)。なお、採択した当初の支援開始時期から6か月以内に入国できない場合は、リサーチフェローの採択が取り消されることがあります。

2. リサーチフェローの義務

リサーチフェローは、支援を受けるにあたって、以下の義務を履行するものとします。

(1) 毎年度1年間の研究計画を策定し、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。

(2) 大学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。

(3) 研究活動の状況を定期的に大学に報告すること。

(4) メンターによる面談を定期的に受けること。

3. リサーチフェローの取消

リサーチフェローが以下のいずれかに該当した場合は、リサーチフェローを取り消し、研究専念支援金の支給および研究費の配分を中止します。

(1) 社会人学生となった場合。

(2) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生となった場合。

(3) 研究計画の遂行状況またはリサーチフェローとしての義務の履行状況が不十分と認められる場合。

(4) 本人から辞退の申し出があった場合。

(5) 休学した場合。ただし、出産・育児・疾病等の場合は、支給を一時中断して復帰後に再開するなど、状況に応じ個別に判断します。

(6) その他学長が取り消すべき事由があると判断した場合。

4. 研究専念支援金の返還

リサーチフェローを取り消した場合で、研究専念支援金を超過して支給した場合は、超過額を返還しなければなりません。